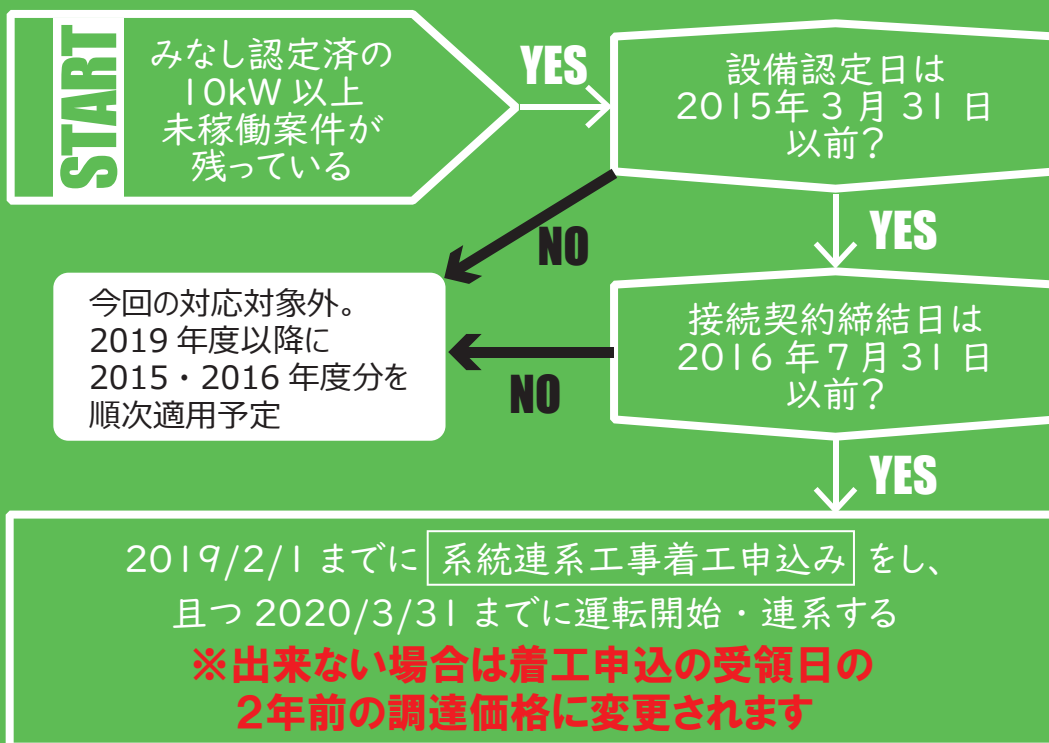


経産省による未稼働対策 対象案件があるか確認しましょう



12/5(水)に経産省から発表された
未稼働案件の対応について解説します



以下の2点が未発表です

- ①「太陽光パネルの変更」の申請方法
- ②「系統連系工事着工申込み」の書式 / 提出方法



判明次第、皆様へお伝えします

※一部の適用除外案件を除き、系統連系工事申込み前の太陽光パネルの変更が認められます。詳細は未発表です。



太陽光設置は消費増税対策になる !?



2019年10月より消費税率が2%上がり、10%になります。
当然ですが、同時に10kW以上の売電単価に付加される税率も
8%から10%に引き上げられます。
そして今後も、消費税が上がれば同じことが起きる・・・ハズです♪

FIT 制度における事業用太陽光発電の未稼働案件への新たな対応について
(修正点の概要)

2018 年 12 月 5 日
資源エネルギー庁

事業用太陽光発電の未稼働案件による国民負担の抑制に向け、①運転開始のタイミングに合わせた適正な調達価格の適用や、②運転開始期限の設定等の措置を講じる案について、2018 年 10 月 22 日（月）から 11 月 21 日（水）まで実施した意見公募手続の結果を踏まえ、原則を維持しつつ、一部必要な修正を加え実施することとしました。主な修正点は、以下のとおりです。

1. 開発工事本格着手済み大規模案件の取扱い

2012～2014 年度に FIT 制度の認定を取得し、2016 年 7 月 31 日以前に送配電事業者との接続契約が締結され運転開始期限が設定されておらず、運転を開始していない 10kW 以上の太陽光発電は、原則として全てが今回の措置の対象となります。

ただし、中には既に本格的に開発工事に着手しているものもあり、それらは早期に稼働することが期待されることから、**開発工事に真に本格着手済みであることが公的手続によって確認できるものに限り、今回の措置（適用される調達価格の変更及び運転開始期限の設定）を適用しない**こととします。具体的には、2MW 以上の太陽光発電の設置工事に求められる電気事業法に基づく工事計画届出の受理*を基準とします。

* 不備のない受理が前提

【原則】2018 年 12 月 5 日時点で、既に工事計画届出が受理されている事業

【例外】開発工事本格着手済みだが工事計画届出が未受理の事業に、一定の猶予

- 2018 年 12 月 5 日時点で既に林地開発許可を取得し林地開発行為着手届出が受理されているもの※¹であって、2019 年 9 月 30 日までに工事計画届出が受理され、同年 10 月 31 日までに当該工事計画に係る電気工作物の設置工事に着手したことが確認できたもの

※ 1) 林地開発の許可が不要な事業の場合は、2018 年 12 月 5 日時点で既に開発工事に本格着手していることが法令に基づく公的手続によって客観的に証明できるもののみを限定的に採用

※ 2) この場合も系統連系工事着工申込みの提出は求めることとし、連系開始・運転開始が不当に遅れる場合などは、改善命令等の対象となり得ます。

※ 3) 下記 2 (4) の太陽光パネルの変更を行うと、適用除外に該当しなくなります。

2. 適用ルールの修正

(1) 大規模事業に対する猶予期間

「既に運転開始準備段階に入っている」ことを基準とする基本的な考え方に変更はありませんが、大規模事業や条例に基づく環境アセスメントの対象事業は、既に許認可の申請等のプロセスに入っているにもかかわらず、その完了までに一定の期間を要する場合があることを踏まえ、事業規模等に応じた猶予期間を確保する観点から、今回の措置の施行期日等を以下のとおりとします。(赤字が原案からの修正点)

	事業規模	(提出期限※ ⁴)	系統連系工事着工 申込みの受領期限	受領期限に間に合った 場合の運転開始期限※ ⁵
原則	2MW 未満	(2019/2/1)	2019/3/31	2020/3/31
猶予 措置	2MW 以上	(2019/8 末日途)	2019/9/30	2020/9/30
	条例アセス対象	(2020/2 末日途)	2020/3/31	2020/12/31

※4) それぞれの提出期限日時点で FIT 制度による再生可能エネルギー電気の供給を開始していないものは、系統連系工事着工申込みを行う必要があります。

※5) 受領期限に間に合わなかった場合の運転開始期限は、原案どおり「最初の受領の日から1年」とします。

(2) 系統連系工事着工申込みの要件

系統連系工事着工申込みを行うために満たすべき要件は、以下のとおりとします。

- ① 着工申込みの提出時点で、再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の使用の権原が現に取得できていること

② 着工申込みの提出時点で、以下の許認可の取得等が現にできていること(いずれも必要な場合に限る)

 - ― 農振除外及び農地転用の許可の取得(又は届出の受理)
 - ― 条例に基づく環境影響評価の評価書の公告・縦覧の終了
 - ― 林地開発の許可の取得

③ 着工申込みの提出後、運転開始までの間に、再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定申請を行わないこと※⁶

※6) 再生可能エネルギー発電事業計画の変更処理手続中であっても、着工申込みを行うことはできます。また、着工申込み提出後も、再生可能エネルギー発電事業計画の変更届出(軽微な変更)は可能(変更届出を行っても、再度の系統連系工事着工申込みは不要)とします。

※7) 改正 FIT 法の施行に伴う「みなし認定」に係る書類を経済産業大臣に提出済みであることや、送配電事業者の請求に応じた工事費負担金を支払済みであることは、当然の前提になります。

(3) 系統連系開始の遅延に係る対応

不可抗力等の事由により適用される調達価格が変更となるリスクを最小化する観点から、系統連系工事着工申込みの受領後、送配電事業者が指定する予定日に何らかの理由（工事の遅延等）で連系開始が間に合わなくなった場合でも、再度の着工申込みは不要とします。

すなわち、期限までに系統連系工事着工申込みが不備なく受領されれば、連系開始予定日に間に合わないことによる調達価格の変更は生じない仕組みとします。

(4) 太陽光パネルの変更（2018 年 12 月 10 日施行）

今回新たに運転開始期限が設定される事業については、既に運転開始期限が設定されている事業と同様、系統連系工事着工申込み前であれば太陽光パネルの変更を行っても調達価格が変更されない仕組みとし、更なるコストダウンを図るようにします。ただし、太陽光パネルの変更を行うと、上記 1 の適用除外には該当しなくなります。

上記のほか、詳細な運用や手続の方法については近日中に別途御案内しますが、系統連系工事着工申込みの受付開始は年始を予定しています。

要確認



判明次第、皆様へお伝えします

以上